

再申帰県ハ未た何時共申され共當分來月に相成へくと存す  
猶又極りたる時に可申上夫迄帰県セぬ者と思召被下たし

111 明治13年11月22日 菊池長閑宛

(長閑注記)  
「十一月廿八日達ス」

(長閑注記)  
第一号明十三十一月廿二日

第一号達す着後直に帰県されぬ訳柄ハ兼て申上候通りの事なり  
去共又申越されたるを以て考れハ何か未だ分らぬ所にてもある  
ものならん私ハ此後自力に食む者なれハ活計の道を付ねは成ら  
ず夫に付てハ何か是そと云飯の食ひ種を見付さるを得ず斯する  
にハ当地に居て色々奔走周旋せすにハ其喰種か見付らぬもの故  
此仕事を済さぬ内ハ辻も帰県ハなり難し此義ハ前にも申たる通  
り兼て申上たる筈なり外に事柄てハ無之私辻も皆様の美しき顔  
を拝見し度心は山々なれ共此仕事を打捨て帰県し居てハ大変に  
手後れとなり私の遣らるゝ仕事も人に取らるゝ様に相成次第当  
時ハ一日千金の所なり夫故何様に考ても後日活計の目途丈ハ略  
極て後ならてハ帰県出来難所より飯喰程に有付迄ハ帰県せぬと  
云事を兼て申上たるなり此他に幾位申越れても委敷事柄とてハ  
一切なし此間電信にて申上たる通り為替証書ハ既に金に直し為  
替手形も慥に受取たり毎度ながら難有仕合と存居通運会社工頼  
れた品々無相違着是亦皆様の厚き情に感謝に堪す薰の写真達し  
たる事於波より早速申上たと申居なり

父君

武夫